

(平成23年7月)

認定申請書記載に当たってのチェックポイント

★このチェックポイントは、記載誤りの多い事項について説明したものです。

税務署受付印

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

		整理番号	
平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官殿	主たる事務所の所在地又は納税地	〒	
	(フリガナ) 申請者の名称	電話() - FAX() -	
	(フリガナ) 代表者の氏名		
	設立年月日	平成 年 月 日	パブリック・サポート要件 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	所轄庁		
	事業年度	月 日 ~ 月 日	
収益事業の有無 (事業の種類)	有 無 ()		
租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定を受けたいので申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
(その他の参考事項)			
(注意事項) ・ 申請書は、正本及び副本2通を主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署に提出してください。 ・ 申請書には「認定申請時の添付書類一覧表(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。 (既に国税庁長官に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。) ・ 名称、所在地、代表者等の変更を予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。 ・ 申請書は、申請書を提出する日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ提出することができません。また、過去に認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日の翌日から2年を経過した日以後でなければ申請書を提出することができません。			
税理士署名押印		④	
税務署処理欄	部門	入力	整理簿
			備考

○ 申請者の名称及び所在地等が認証書及び登記事項証明書どおり記載されていますか。また、代表者が変更となっていないか議事録等で確認してください。

○ 設立年月日は登記事項証明書と一致していますか。(※特定非営利活動法人の認証年月日ではありません。)

○ PST (パブリック・サポート・テスト) 要件を判定する方式を選択してください。
 ○ 選択した方式に係るチェック表第1表を添付してください。

認定申請時の添付書類一覧表（兼チェック表）

添 付 書 類		チェック欄
1	政令で定める要件を満たす旨を説明する書類 （「認定要件チェック表」第1表から第8表までの書類及びこれに関連する書類）	
2	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
3	寄附者名簿（初めて認定を受ける場合のみ）	

○ チェック欄には、各欄に記載している書類が添付されているか確認した場合には、「レ」を記載してください。

○ 次の書類は、原則、添付は不要ですが、提出（添付）していただける場合には、チェック欄に印をしてください。

イ	実績判定期間内の日を含む各事業年度又は各年の事業報告書等		チェック欄
	①	事業報告書	
	②	財産目録	
	③	貸借対照表	
	④	収支計算書	
ロ	役員名簿等及び定款等		
	①	役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	
	②	社員のうち10人以上の者の氏名（法人の場合は名称及び代表者名）及び住所又は居所を記した書面	
	③	定款	
	④	認証に関する書類の写し	
ハ	⑤	登記に関する書類の写し	
	所轄庁の証明書		

○ 原則、申請書への添付は不要ですが、添付いただける場合には、チェック欄に「レ」を記載してください。

認定要件チェック表 (第1表・相対値基準・原則用)

法人名	実績判定期間	年月日～年月日	チェック欄
1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1以上であること。			
経常収入金額(㉔の金額)		①	円
総収入金額	㉕		円
控除金額	国の補助金等の金額(㉖欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉖	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉗	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉘	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉙	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)㉚欄の「()」)	㉚	円
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㉛欄)	㉛	円
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㉜欄)	㉜	円
差引金額(㉗-㉖-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜)	㉝		円
寄附金等収入金額(㉞の金額)		②	円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)㉟欄)	㉞		円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)㊱欄)	㊱	円
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㊲欄)	㊲	円
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㊳欄)	㊳	円
差引金額(㉞-㊱-㊲-㊳)	㊴		円
会費収入(㉟欄と付表2(相対値基準用)㊴欄のうちいずれか少ない金額)	㊴		円
国の補助金等の金額(㉖欄の金額を限度とする。)	㉖		円
合計金額(㊴+㊴+㉖)	㊵		円
基準となる割合(㊵÷①)		③	%

○ 実績判定期間について、事業年度の変更はありませんか。

○ 総収入金額㉕は、収支計算書の収入合計(複数の収支計算書を作成している場合は、全ての収支計算書の収入の部の合計)を記載しますが、この中に、「前期繰越収支差額」・「借入金収入」・「各種引当金戻入益」・「未収の寄附金」が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 補助金収入㉖は、収支計算書の補助金収入を記載しますが、その中に、国等(国、地方公共団体、独立行政法人及び国が加盟している国際機関等)以外からの補助金(助成金等)が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 固定資産・有価証券等(棚卸資産を除きます。)の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額を記載してください。

○ 上記㉕欄に該当する補助金や未収の寄附金は含まれません。

○ 国の補助金等の金額を算入するか否かを選択できますが、選択した場合に上記㉖欄は空欄となっていますか。

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度終了の日以前5年(初回の認定申請を行う場合は2年)以内に終了した事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から申請書提出の直前に終了した事業年度終了の日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が23年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は18年4月1日から23年3月31日(初回の認定申請を行う場合は21年4月1日から23年3月31日)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、要件を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

認定要件チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	実績判定期間	年月日～年月日	チェック欄
実績判定期間(注意事項参照)における下欄③の⑦欄の金額に占める⑧欄の金額の割合(⑨欄)が、5分の1以上であること			
小規模法人の判定			
1	実績判定期間の総収入金額 円	×12 = ④ 円	
	実績判定期間の月数 月		
	④が800万円未満である	はい ②へ いいえ 小規模法人の特例計算・・・適用不可	
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である	はい 小規模法人の特例計算・・・適用可③へ いいえ 小規模法人の特例計算・・・適用不可	
3	小規模法人の特例計算を適用する場合		
総収入金額	⑦	円	
控除金額	国の補助金等の金額(⑩欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	⑪	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	⑫	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	⑬	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	⑭	円
遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)⑮欄の「()」)	⑯	円	
差引金額 (⑦-⑪-⑫-⑬-⑭-⑯)	⑰	円	
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)⑮欄)	⑱	円	
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)⑮欄)	⑲	円
差引金額 (⑱-⑲)	⑳	円	
会費収入(⑮欄と付表2(相対値基準用)⑳欄のうちいずれか少ない金額)	㉑	円	
国の補助金等の金額(⑩欄の金額を限度とする。)	㉒	円	
合計金額 (⑳+㉑+㉒)	㉓	円	
基準となる割合・(㉓÷⑰)	㉔	%	

○ 実績判定期間について、事業年度の変更はありませんか。

○ 総収入金額⑦は、収支計算書の収入合計(複数の収支計算書を作成している場合は、全ての収支計算書の収入の部の合計)を記載しますが、この中に、「前期繰越収支差額」・「借入金収入」・「各種引当金戻入益」・「未収の寄附金」が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 補助金収入⑪は、収支計算書の補助金収入を記載しますが、その中に、国等(国、地方公共団体、独立行政法人及び国が加盟している国際機関等)以外からの補助金(助成金等)が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 固定資産・有価証券等(棚卸資産を除きます。)の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額を記載してください。

○ 上記⑩欄に該当する補助金や未収の寄附金は含まれません。

○ 国の補助金等の金額を算入するか否かを選択できますが、選択した場合に上記⑩欄は空欄となっていますか。

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度終了の日以前5年(初回の認定申請を行う場合は2年)以内に終了した事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から申請書提出の直前に終了した事業年度終了の日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が23年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は18年4月1日から23年3月31日(初回の認定申請を行う場合は21年4月1日から23年3月31日)となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、要件を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

認定要件チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～年 月 日			
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること			チェック欄			
<p>【留意事項】</p> <p>1 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えてください。</p> <p>2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。</p> <p>3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。</p>						
実績判定期間内の各事業年度	自	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	至	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
<p>【チェック欄】</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。</p>						
年3,000円以上の寄附者の数	◎	①	◎	①	◎	合計
	人	人	人	人	人	A 人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B 月
<p>実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数 $\frac{A \text{ 人}}{B \text{ 月}} \times 12 = \text{ } \text{ 人} \geq 100 \text{ 人}$</p>						

○ 寄附金額が3,000円以上であるかどうかの判断は、同一人物が同一事業年度に寄附した金額の合計額で行います。

○ 同一人物を複数回カウントしていませんか。

○ 各項目について確認し、チェック欄にチェックをしてください。

○ 実績判定期間内の全ての事業年度において、寄附者数が100人以上いる場合には、明らかに年平均寄附者数が100人以上となりますので、この計算式を使用する必要はありません。

○ 各事業年度の中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えてください。

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度終了の日以前5年(初回の認定申請を行う場合は2年)以内に終了した事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から申請書提出の直前に終了した事業年度終了の日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が23年7月に申請書を提出する場合、実績判定期間は18年4月1日から23年3月31日(初回の認定申請を行う場合は21年4月1日から23年3月31日)となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、要件を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。

認定要件チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること	チェック欄 <input type="checkbox"/>						
【留意事項】 1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。 2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">条例を制定した都道府県又は市区町村</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">条 例 指 定 年 月 日</td> <td style="padding: 2px;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>	条例を制定した都道府県又は市区町村		条 例 指 定 年 月 日	平成 年 月 日	←		
条例を制定した都道府県又は市区町村							
条 例 指 定 年 月 日	平成 年 月 日						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">はい・いいえ</td> <td style="width: 70%; padding: 2px;">事務所所在地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地				←
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地					

○ 条例指定を受けた年月日を記載してください。
 ※ 条例指定を受けたことが分かる書類があれば、それを添付いただくようお願いします。

○ 法人の事務所がある都道府県又は市区町村からの条例指定ですか。
 ※ 条例指定を受けている都道府県又は市区町村の区域内に事務所がない場合は、他のPST要件（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
 ○ 事務所所在地に記載された住所は、定款に記載された住所（主たる事務所又は従たる事務所）と一致していますか。

【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト要件（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2 (相対値基準用)

実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
--------	--------------

1 社員の会費に関する要件

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において次のイ、ロ、ハのすべての要件を満たす必要があります。

要件	要件を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ 社員の表決権が平等である		はい・いいえ
ハ 社員(役員及び役員の親族等である者を除く。)の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イ、ロ、ハのすべての要件を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の入受寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

○ 社員^(※)の会費に関する要件
 この付表は、社員の会費に関する要件で判定が「いいえ」であっても提出が必要となります。
 ※ 社員とは、特定非営利活動促進法上の社員をいい、議決権、表決権を有する者となり、これらを有しない賛助会員等は含まれません。

○ 「役員の親族等」には、次の者が該当します。
 イ 役員の配偶者及び三親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。)
 ロ 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 ハ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 ニ ロ又はハに掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

2 社員の会費の額の入受寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	
共益的活動の割合(第2表③欄)	②	
①から控除する金額(①×②)	③	
差引金額(①-③)	④	

○ 収支計算書の収入の部の社員の会費の額を記載します(会費収入に期末の未収入会費額を計上している場合は、会費収入から控除します。)

↓
 第1表(相対値基準・原則用)②欄又は、
 第1表(相対値基準・小規模法人用)②欄へ

認定要件チェック表 (第2表)

チェック欄

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること

イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

○ 例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間など合理的なものを使用します。

実績判定期間

すべての事業活動に係る金額等

① (指標)

○ 管理費以外の総事業費（特定非営利活動に係る事業及びその他の事業）の金額等を記入します。

①のうちイ～ニの活動に係る金額等

②

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	③	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	④	
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑤	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑥	
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑦	
合 計	(③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	=②÷①

○ 「会員等」とは
 イ 会員（正会員、賛助会員等）
 ロ 役員
 ハ 継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、特定非営利活動法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、その特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者をいいます。

基準となる割合 (⑧÷①)

③

○ 「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。
 イ 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額
 ロ 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額

認定要件チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること

チェック欄

- イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）
- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

○ 例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間など合理的なものを使用します。

○ 管理費以外の総事業費（特定非営利活動に係る事業及びその他の事業）の金額等を記入します。

○ 「会員等」とは
 イ 会員（正会員、賛助会員等）
 ロ 役員
 ハ 継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、特定非営利活動法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、その特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者をいいます。

○ 事務所を有する都道府県または市町村から条例で個別指定を受けている場合は、地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動等を共益的な活動に含める必要はありません。

○ 「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。
 イ 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額
 ロ 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額

実績判定期間		
すべての事業活動に係る金額等	① (指標)	
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	
イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑	
会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	㉒	
ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	㉓	
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	㉔	
ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	㉕	
合計 (㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)	③	○②へ
基準となる割合 (②÷①)	④	

認定要件チェック表 (第3表)

3 運営組織及び経理に関して次の要件を満たしていること チェック欄

イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

(1) 役員及びその親族等
 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ハ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○ ③及び⑤の割合は3分の1以下となっていますか。
 ※「特定の法人」が当該特定非営利活動法人の社員となっていなくても、「特定の法人の役員又は使用人である者」が当該特定非営利活動法人の役員となっている場合には、それらの者は特定法人グループとしてこの要件を判定することになります。

○ 第3表付表1の実績判定期間の役員数と一致していますか。

○ 「はい」に○を付した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載します。
 なお、認定有効期間内に2回目以降の申請を行う場合には、同付表の記載・添付は不要です。

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い特定の法人(役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等)のグループの人数	割合 (⑥÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

㉔ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

項目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください(なお、認定有効期間内に2回目以降の申請を行う場合には、添付の必要はありません。)

項目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定要件チェック表 (第4表)

(初業)

4 事業活動に関して次の要件を満たしていること	チェック欄
イ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教活動又は政治活動等を行っていないこと	
ロ 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの親族等に対して特別な利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと	
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること	
ホ 助成金の支給を行った場合、事後にその内容等を記載した書類を提出すること	
ヘ 海外送金等(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には、事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後にその内容等を記載した書類を提出すること	

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又は反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し又は反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等に対する特別な利益の供与(親族等の範囲については第4表付表1を参照)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

㉑ 第4表付表1及び付表2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください(なお、租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。)

(次業)

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

④ 租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。

④ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

- 事業費の総額①には、管理費等以外の総事業費(特定非営利活動に係る事業及びその他の事業)の額を記入します。なお、損益計算書から事業に係る支出金額を算出して記載しても構いません(算出根拠資料を保管しておいてください。)
- ②欄に特定非営利活動以外の事業に係る費用を含めていませんか。
- 特定非営利活動に係る部分とそれ以外の部分に共通する事業費は、合理的に配賦していますか(計算根拠資料を保管しておいてください。)

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

④ 租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。

- ①欄は、第1表付表1「A」の金額と一致します。
- ②欄は、上記ハ②欄を事業費以外の指標で記載した場合であっても、事業費の総額のうち特定非営利活動に係る部分の金額を記載します。

ホ

申請書提出時における助成金の支出予定の有無	有・無
-----------------------	-----

④ 助成金の支給を行った場合には、事後遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を提出してください。
⑤ 租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、提出時における予定を記載してください。

- 次に掲げる事象が発生した場合には、速やかに提出する必要があります。
 - イ 認定申請後、認定を受けるまでの間に助成金の支給を行った場合
 - ロ 申請書を提出する時点において海外への送金を行う予定がある場合
 - ハ 認定申請後、認定を受けるまでの間に海外へ送金を行った場合
- 認定を受けた後、各事業年度終了後に国税庁長官あてに提出する書類として作成する場合には、提出時における予定を記載してください。

申請書提出時における海外への送金又は金銭の持出し(200万円以下のものを除く。)の支出予定の有無	有・無
--	-----

④ 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合には、事前にその金額及び使途並びにその予定日を記載した書類を提出してください。
⑤ 租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、提出時における予定を記載してください。

財産の運用及び事業運営の状況等

第4表付表1 (初葉)

法人名					
1 役員、従業員、社員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者（配偶者及び三親等以内の親族）又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。					
(注意事項)					
「これらの者と特殊の関係にある者」とは、次の者をいいます。					
① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者（以下「役員等」という。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者					
② 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの					
③ ①又は②に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの					
(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

○ 2回目以降の申請に当たっては、既に事業年度報告時に記載した内容については、改めて記載する必要はありません。

① 租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類（事業年度報告書類）を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

② 2回目以降の申請に当たっては、租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類（事業年度報告書類）に記載した事項については、改めて記載する必要はありません。

(次葉)

③ 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

④1 租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類 (事業年度報告書類) を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

2 2回目以降の申請に当たっては、租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類 (事業年度報告書類) に記載した事項については、改めて記載する必要はありません。

○ 2回目以降の申請に当たっては、既に事業年度報告時に記載した内容については、改めて記載する必要はありません。

法人名

役員、従業員、社員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者（配偶者及び三親等以内の親族）又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注意事項）

「これらの者と特殊の関係にある者」とは、次の者をいいます。

- ① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者（以下「役員等」という。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ③ ①又は②に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

○ 2回目以降の申請に当たっては、既に事業年度報告時に記載した期間分については、改めて記載する必要はありません。

1 給与を得た従業員の総数及び総額

集計期間 年 月 日 ~ 年 月 日

○ 従業員の総数及び給与総額を集計した期間を記載してください。

給与を得た従業員の総数	左記の従業員に対する給与総額
	円

○ パート、アルバイトも含めた延べ人数等を記載してください。

④ 2回目以降の申請に当たっては、租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類（事業年度報告書類）に記載した期間については、改めて記載する必要はありません。

2 役員報酬の支給

受給者の氏名等	職名	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円

3 役員の親族等である従業員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円

4 役員の選任その他財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

⑤ 租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類（事業年度報告書類）を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

認定要件チェック表 (第5表)

5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させること	チェック欄
イ 特定非営利活動促進法第28条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等 ロ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程 ハ 助成金の支給を行った場合及び海外送金等(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合に国税庁長官に提出した書類の写し ニ 収入の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類 ホ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。		同 意	
		す る	し ない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支内訳書) ② 役員名簿等(役員名簿、前年において報酬を受けた役員の名簿を記載した書類、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書類) ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記簿謄本の写し)		
ロ	① 役員報酬の支給に関する規程 ② 従業員給与の支給に関する規程		
ハ	① 助成金の支給を行った場合に事後に国税庁長官に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に国税庁長官に提出した書類の写し		
ニ	次の事項を記載した書類 ① 収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収入及び支出の生ずる取引についてそれぞれ取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの親族等との取引 ④ 寄附者(役員又は役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た従業員の総数及び当該従業員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ホ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

⑤ 閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、当該細則(社内規則)等を添付してください(なお、認定有効期間内に2回目以降の申請を行う場合には、添付の必要はありません。)

○ 認定有効期間内に2回目以降の申請を行う場合には、閲覧に関する細則(社内規則)等の添付は不要です。

認定要件チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等及び役員名簿等並びに同法第29条第1項に規定する定款等を所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに同法第29条第1項に規定する定款等の所轄庁への提出の有無					
③	④	⑤	⑥	⑦	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
③ 租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。					

認定要件チェック表 (第7表)

7 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定要件チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること					チェック欄		
事業年度					月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
⑬ 租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。							

○ ① 申請書を提出した日を含む事業年度開始の日
 ○ ② 設立年月日から1年を経過する日
 を比較すると、①が遅い日になっていますか。

○ 設立年月日は登記事項証明書と一致していますか。
 (※特定非営利活動法人の認証年月日ではありません。)

寄附金を充当する予定の事業内容等
 (租税特別措置法施行令第39条の23第5項第3号に規定する書類)

法人名

事業名	具体的な事業内容	実施 予定 年月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名	

